

平成30年度大学教育再生戦略推進費
「大学の世界展開力強化事業」公募要領
～ COIL 型教育を活用した米国等との大学間交流形成支援 ～

INTER-UNIVERSITY EXCHANGE PROJECT
APPLICATION GUIDELINES FOR FY2018

Support for the formation of Collaborative Programs
with US Universities using COIL-style education

平成30年3月

文部科学省



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目 次

1. 大学の世界展開力強化事業（以下「本プログラム」という。）の背景・目的..... 1	(1) 実施体制..... 8
2. プログラムについて 2	(2) 事業の評価等..... 8
(1) 申請対象となる事業..... 2	(3) 成果の発信・普及 8
(2) 選定件数..... 4	(4) その他 8
(3) 補助期間..... 4	7. 申請書等の提出方法 9
(4) 事業規模..... 4	(1) 提出方法..... 9
3. 申請資格・要件等..... 4	(2) 留意事項..... 9
(1) 申請者等..... 4	8. 補助金の交付等..... 9
(2) 申請可能件数 5	(1) 補助金の交付..... 9
(3) 申請資格..... 5	(2) 補助金の執行に関する留意事項.. 10
(4) 申請要件..... 5	(3) 補助金における不正等への対応.. 10
4. 申請書の作成 6	9. その他..... 10
(1) 申請書等..... 6	(1) 学生等の安全確保 10
(2) 指標の設定 6	(2) 事業情報の公表等 11
(3) 資金計画..... 7	(3) その他 11
(4) その他 7	(1) 問合せ先..... 11
5. 選定方法等 7	(2) スケジュール..... 12
(1) 審査手順..... 7	(別添 1：申請制限対象プログラム) .. 13
(2) 委員会による意見 8	(別添 2：経費の使途可能範囲) 14
6. 事業の実施と評価等 8	

赤枠内に訂正があります。ご確認ください (H30. 3. 23)

平成 30 年度大学教育再生戦略推進費¹

「大学の世界展開力強化事業」公募要領

- COIL 型教育を活用した米国等との大学間交流形成支援 -

INTER-UNIVERSITY EXCHANGE PROJECT Support for the formation of Collaborative Programs with US Universities using COIL-style education

1. 大学の世界展開力強化事業（以下「本プログラム」という。）の背景・目的

グローバル化の進展、AIやIoT等科学技術の進展や少子高齢化による生産年齢人口の減少など社会のあらゆる側面において、かつて経験したことのないスピードで大きな変化が進行しています。また、グローバル化により国内外の企業における生産プロセスや活動が多くの人に分散される動きが広がっており、自国、他国の出身にとらわれない、グローバルに活躍できる人材の登用、養成が求められています。

一般社団法人日本経済団体連合会の調査によると、経営を進める上で、グローバルに活躍できる人材不足が大きな経営課題として認識されており、グローバルな舞台で活躍する人材に必要な能力として多様性への理解や寛容性が挙げられています。こうした中、大学に対して双方向の留学生交流推進や、学生の主体的・能動的学びを促す双方向型の授業への転換に期待があり、こうした取組を通して、想定外の事態に遭遇したときにそこに存在する課題を発見し、多様な文化的背景を持った人々と協働しながら解決につなげる能力を持った人材を育成していくことが求められています。

米国、欧州、豪州、さらには中国、韓国などの有力大学では、優秀な学生の獲得を見据えた質の高い教育が展開されつつあり、我が国においても、外国人学生・日本人学生の垣根を越えた協働教育をはじめとする高等教育の国際化の支援、海外大学との単位相互認定の拡大、日本人学生の海外経験を増やすための取組を強化することがより重要となっています。

日米両国は強固な同盟関係のもと、二国間の課題のみならず、アジア太平洋地域情勢やグローバルな課題等について、連携しながら取り組んでいます。日米同盟の基盤は、両国民間の固い絆であり、この絆をはぐくむ上で、教育や文化面での交流が重要な役割を果たしてきました。一方、米国においては、国外へ留学する学生がOECD加盟国と比較して少なく、特に日本をはじめとするアジアを留学先として選択する学生は多くありません。こうした中、米国教育協議会（ACE）から文部科学省に対してCOIL²型教育を活用した日米大学間協力構想の提案があり、文部科学省としても構想の具体化に向けて検討を進め、官邸の「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」においても行動計画に位置付けられました。今後、オンライン共同事業を通じた日米大学生の交流の活性化や、両国との間の架け橋となる人材やリーダーの育成を推進することが望まれています。

こうした背景から、平成30年度予算においては、国公私立大学を対象に、「COIL型教育を活用した米国等との大学間交流形成支援」として、両国の大学の間で、COIL型教育を活用した、質の保証を伴った交流プログラムを実施する事業及びプラットフォームを構築する事業に対して重点的に財政支援を行います。

¹ 「大学教育再生戦略推進費」（以下「再推費」という。）とは、教育再生実行会議や中央教育審議会等において提言された大学教育の質の向上に関する改革を推進するため、設置形態を越えた競争的環境の下で、世界をリードする教育研究拠点の形成や革新的・先導的な教育研究プログラムの開発に関する大学の優れた取組を重点的に支援する補助金。

² COIL (Collaborative Online International Learning) : オンラインを活用した国際的な双方向の教育手法。

2. プログラムについて

(1) 申請対象となる事業

本プログラムにおける公募は、以下の取組を実施する事業を対象とします。

【タイプA：交流推進プログラム】

国際的に活躍できるグローバル人材の育成と大学教育のグローバルな展開力の強化を目的に、高等教育の質の保証を図りながら、米国の大学との間で、COIL型教育を活用しつつ、日本人学生の海外留学や外国人学生の積極的受入を伴う教育連携プログラムを実施する事業を対象とします。

なお、主たる交流先は米国の大学としますが、米国に加えて、他の国の大学が含まれる事業についても対象とします。

【タイプB：交流推進・プラットフォーム構築プログラム】

上記の交流を実施しながら、米国との間でCOIL型教育を活用した大学間交流を推進するためのプラットフォームを構築するプログラムを対象とします。選定された大学は自学においてCOIL型教育を活用した交流を実施するとともに、プラットフォーム構築事務局として、米国の大学とのCOIL型教育を活用した交流を実施する選定大学をはじめとする全国の大学等の活用に資する事を目的として、プログラムを通じて蓄積された知見や経験等を集約し、本事業で構築したモデルケースを戦略的に発信するとともに、プログラム構築に係る大学間のマッチングや、プログラムの向上に資する各種取組を実施するプラットフォームを構築することとします。

また、本プログラムへの申請対象となる事業の計画（以下「事業計画」という。）は、以下の内容を踏まえたものとしてください。

(タイプA：交流推進プログラム)

- 各大学の中長期的なビジョンのもと、日本と米国等の大学間において、COIL型教育を活用しながら日本人学生の海外留学及び外国人学生の受入の双方向の交流を促進する、例えば以下のような単位の相互認定や成績管理等の質の保証を伴った交流プログラムであること。
 - －高等教育制度の相違を超えた、質保証の共通フレームワークの形成
 - －単位の相互認定、共通の成績管理の実施
 - －学修成果や教育内容の可視化
- オンラインを活用した教育の様々な手法を取り入れながらCOIL型教育を活用した自国内での質の高い国際的かつ協働的な教育活動を充実することに加えて、学生の派遣・受入の事前・事後にCOIL型教育を活用する等により、留学の効果の増大・持続、継続的な海外相手国学生とのネットワーク形成に資する交流プログラムであること。
- 将来の日米関係を見据え、両国間の連携強化に資する観点から、社会的・文化的・経済的認識に根ざした、両国との間の架け橋となる人材やリーダーの育成を実施する先導的で質の高い教育連携プログラムであること。
- 必要に応じて地域の企業・経済団体、自治体等とプログラム構築等において連携・協力し、学生の派遣・受入に当たってはインターンシップ機会を提供するなど、将来グローバルに活躍できる人材育成に資する教育交流プログラムであること。

申請に当たっては、上記の内容のほか、次に掲げる各事項に留意して交流プログラム（事業計画の中で大学等が実施しようとする具体的な交流活動）を計画することが求められます。

- 透明性、客観性の高い厳格な成績管理（コースワークを重視したカリキュラムの構成、GPAの導入や教員間の相互チェックなど。）、学生が履修可能な上限単位数の設定、明確なシラバスの活用等による学修課程と出口管理の厳格化に努め、単位の実質化を重視していること。
- 交流プログラムを実施するに当たり、単位の付与・相互認定や成績管理、学位授与に至るプロセスが明確になっていること。
- COIL型教育を活用しつつ、短期の交流から学位取得を見据えた長期の交流までの様々な形態の交流を見据えた多層的な構成で、大学間交流の発展に繋がるような柔軟で発展的な交流プログラムの構成となっていること。
- ダブル・ディグリー、ジョイント・ディグリーの設計に当たっては、中央教育審議会大学分科会大学のグローバル化に関するワーキンググループ「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」（平成26年11月）を踏まえたものとなっていること。
- 本事業の実施に伴う外国人学生の受入及び日本人学生の派遣の拡大に備え、大学における環境整備を図ること。
- 海外に渡航・滞在する日本人学生の安全に、十分配慮された計画となっていること。
- 中央教育審議会大学分科会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」（平成22年6月）が掲げる、国際的な活動に特に重点を置く大学において公表が望まれる項目について、大学のグローバル化に向けた戦略的な国内外への教育情報の発信が行われていること。
- 本事業の達成目標について、一般国民に分かりやすい形で具体的な目標を設定していること。
- 目標の設定に当たっては、事業計画において養成しようとするグローバル人材像を明確に設定するとともに、それを踏まえて、アウトプット及びアウトカムに関する具体的な達成目標を設定していること。
- 事業計画の策定に当たり、その妥当性・実現性が高いものとなっていること。
- 補助期間終了後も継続的かつ発展的に質の保証を伴った事業が実施されるものとなっていること。
- 資金計画が、経費や規模の面で合理的なものであること。

（タイプB：交流推進・プラットフォーム構築プログラム）

※タイプA：交流推進プログラムにおいて示した事項に加え、プラットフォーム事務局として踏まえるべき点。

- プラットフォーム構築事務局として、必要な体制・環境の整備を図ること。
- 選定後、米国側でプラットフォームを担う米国教育協議会（ACE）と密接に連携しながら、日米のCOIL型教育を活用した大学間交流の促進に取り組むこと。
- ホームページ等を活用しながら、戦略的な国内外への情報の発信やプログラム構築に係る日米大学間のマッチング等を実施する、我が国における日米のCOIL型教育を活用した大学間交流の促進に資するための計画となっていること。
- COIL型教育を活用した交流プログラムの向上に資するため、例えばFD・SDのためのワークショップの企画・立案といった各種取組を実施する計画となっていること。
- 事業計画の策定に当たり、その妥当性・実現性が高いものとなっていること。
- 補助期間終了後も継続的かつ発展的に事業が実施されるものとなっていること。
- 資金計画が、経費や規模の面で合理的なものであること。

(2) 選定件数

申請の状況等により予算の範囲内で調整

(3) 補助期間

最大5年間。ただし、国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではありません。

(4) 事業規模

補助金基準額： タイプA 年間2千5百万円

タイプB 年間4千5百万円

補助事業上限額： 設定しません。

- ① 事業の審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。
- ② 事業の規模や費用対効果等を勘案し、真に必要な額を計上してください。経費の妥当性、不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ③ 総事業費が補助金基準額を超える場合、補助金基準額との差額は自己負担となります。
- ④ 次年度以降の補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合があります。
- ⑤ 補助期間中に事業実施体制を整備し、補助期間終了後は自立的に事業を継続できる計画を策定してください。このため、補助期間終了後も継続的な事業の実施を実現するために、補助期間中の自己資金比率をどのように高めていくのか等を明確にしてください。
- ⑥ 補助期間終了後は自立的に事業を継続することを前提としており、事業を継続的に実施していくため、本プログラムの予算額については、少なくとも毎年度10%逡減させることを予定しています。また、各年度の補助金額は、補助金の当該年度の全体予算額を踏まえ、事業の内容等を総合的に勘案して毎年度決定します。

3. 申請資格・要件等

(1) 申請者等

① 対象機関

我が国の国公立大学³を対象とします。なお、連携して事業を行う機関としては、短期大学、高等専門学校も対象に含むものとします。

② 事業者・申請者

事業者は設置者、申請者は学長とし、本プログラムへの申請は、文部科学大臣宛に行うこととします。なお、国内の大学等が複数連携して実施する取組の場合には、主となる1つの大学が代表して申請することとします。

③ 申請単位

申請は、大学を単位とします。それ以外の単位（学部、学科、研究科、専攻、専攻課程、専攻科、別科）で申請することはできません。

④ 事業責任者

事業の実現に中心的役割を果たすとともに、その実現に責任を持つ事業責任者を選任してください。なお、事業責任者は大学に所属する常勤の役員又は教員とします。

³ 学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する大学に限る）

(2) 申請可能件数

1 大学が申請できる件数は、タイプA、タイプBのいずれか1件とします。

ただし、タイプBに選定されなかった事業のうち、交流推進における計画が優れたものについては、審査の結果としてタイプAとして選定される可能性があります（この場合、補助金基準額等の条件はタイプAと同様になります。）。

なお、タイプA、タイプBともに、国内の大学等が複数連携して実施する取組の場合には、代表して申請する大学のみを申請件数として数えます。

(3) 申請資格

以下のいずれかに該当する大学（大学院、短期大学及び高等専門学校を含む。以下本項において同じ。）は、本プログラムに申請できません（連携して事業を行う機関も対象です。）。

(組織運営関係)

- i) 学生募集停止中の大学
- ii) 学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学
- iii) 次に掲げる表において、上段のいずれかの区分の直近の修業年限期間中、連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学（修士課程・博士前期課程に係る基準については、平成30年度に公募する本プログラムには適用しない。）

区分※	学士課程全体	短期大学全体 (全学科)	高等専門学校全 体(全学科)	修士課程・ 博士前期課程
収容定員 充足率	70%	70%	70%	50%

※専門職学位課程及び博士後期課程は対象外

- iv) 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学
- v) 再推費におけるプログラムのうち平成29年度実施の事後評価において、「事業目的が達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学（対象プログラムは別添1のとおり。）
- vi) 再推費におけるプログラムのうち平成29年度実施の中間評価において、「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学（対象プログラムは別添1のとおり。）

(設置関係)

- vii) 設置計画履行状況等調査において、「警告」が付されている大学
- viii) 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第1条第3号の要件を満たしていない大学又は第2条第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者が設置する大学

(4) 申請要件

本プログラムへの申請を希望する大学及び連携して事業を行う機関となる大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学」という。）は、以下に掲げる内容を、全学（i～viについては大学院、専攻科、別科、研究所、センター等を除く）において申請時に達成しているか、中間評価実施年度末（平成33年3月）までに確実に達成することが申請の要件となります。

なお、本プログラムに選定され、補助金の交付が決定された場合においても、学校教育法等の法令に違反した場合は、交付決定の全部若しくは一部の取り消し又は変更の対象となることから、申請時においても遵守すべき法令等に違反していないか十分に確認してください。

(教育改革関係)

- i) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが各学部学科等のカリキュラム編成等に反映されているとともに、それらに基づき教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを構築していること。
- ii) 全授業科目において授業計画（シラバス）が作成され、かつその内容として科目の到達目標、授業形態、事前・事後学修の内容、成績評価の方法・基準が示されていること。
- iii) CAP制^{※4}の採用など、全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための取組が行われていること（CAP制を採用している場合は、その上限が適切に設定されていること。）。ただし、短期大学、高等専門学校を除く。
- iv) 学士課程教育を担当する全教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのファカルティ・ディベロップメント（FD）が実施されていること（各年度中に学士課程教育を担当する全専任教員の4分の3以上が参加していること。）。
- v) 成績評価において、GPA制度⁵などの客観的な指標を設け、個別の学修指導などに活用していること。ただし、短期大学、高等専門学校を除く。
- vi) 文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する試験期日等や募集人員の適切な設定（推薦入試における募集人員の割合の設定、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合における入試方法の区分ごとの募集人員等の明記 等）を遵守していること。ただし、高等専門学校を除く。

(設置関係)

- vii) 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学において、「是正意見」が付されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

(プログラム関係)

- viii) 安全保障貿易管理に関する内部規定が定められていること（なお、内部規定の必要ない特別な理由がある場合はその限りではない。）。

4. 申請書の作成

(1) 申請書等

「平成30年度大学教育再生戦略推進費「大学の世界展開力強化事業」申請書等の作成・提出について」に基づき、本公募要領の内容を十分に踏まえて所定の申請書等を作成してください。

(2) 指標の設定

具体的な事業計画の策定に当たっては、現状分析に基づく定量的な数値目標や実施・達成時期を必ず設定してください。その際、以下に記載する必須指標を設定してください。

(タイプA：交流推進プログラム)

- ・COIL型教育受講者数（日本人学生、外国人学生）
- ・本事業計画における日本人学生の派遣数
- ・本事業計画における外国人学生の受入数
- ・本事業計画における一定の外国語力基準をクリアする学生数
- ・COIL型教育手法を活用した授業科目数
- ・海外相手大学との単位互換の状況

⁴ 単位の過剰登録を防ぐため、1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位の上限を設ける制度。

⁵ Grade Point Average。授業科目ごとの成績をグレード・ポイント（GP）で評価し、その平均を算出して評価を行う制度。

※ 上記に加え、事業のアウトカムを把握するため、プログラム参加学生の進路状況等について、毎年度のフォローアップ活動や中間評価及び事後評価実施時に報告を求めます。

(タイプB：交流推進・プラットフォーム構築プログラム)

・横展開に関する目標

例) COIL型教育を活用した米国との大学間交流に取り組む我が国の大学数

・質の向上に関する目標

例) FD、SDの実施数、参加人数等

その他、計画に基づき必要な任意指標を適宜設定してください。

(3) 資金計画

- ① 再掲となりますが、事業の規模や費用対効果等を勘案し、真に必要な額を計上してください。経費の妥当性や不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ② 補助期間中に事業実施体制を整備し、補助期間終了後は自立的に事業を継続できる計画を策定してください。このため、補助期間終了後も継続的な事業の実施を実現するために、補助期間中の自己資金比率をどのように高めていくのか等を明確にしてください。
- ③ 補助期間終了後は自立的に事業を継続することを前提としており、事業を継続的に実施していくため、本プログラムにおける補助金の配分額については、少なくとも毎年度10%逡減させることを予定しています。また、各年度の補助金額は、補助金の当該年度の全体予算額を踏まえ、事業の内容等を総合的に勘案して毎年度決定します。
- ④ 選定された事業が、文部科学省の大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金又は独立行政法人日本学術振興会の国際交流事業の補助金等による経費措置を受けている取組と内容が重複する場合、本プログラムの事業として経費措置を受けることができなくなります。他の経費措置を受けている取組との異同を十分整理した上で資金計画を策定してください。

(4) その他

その他、申請書の作成に当たっては、国民への説明責任の観点から、本プログラムにおける取組を、養成する人材像等に基づくアウトプット及びアウトカムに関する指標を設定しながら、具体的かつ明確に記載してください。また、本プログラムによる取組のみならず、大学独自で実施する取組や補助期間終了後の取組等も含め、徹底した大学教育の改革と質的転換を図るための総合的かつ長期的な計画を策定してください。

5. 選定方法等

(1) 審査手順

本プログラムの選定のための審査は、独立行政法人日本学術振興会の「大学の世界展開力強化事業プログラム委員会（以下「委員会」という。）」において行います。

審査は、提出された申請書等による「書面審査」及び「面接審査」の二段階で行います。委員会は、この審査を踏まえ決定される選定候補となった事業を文部科学省に推薦し、文部科学省はこの推薦を受け、選定事業を決定します。具体的な審査方法等については、「平成30年度大学の世界展開力強化事業審査要項」を参照してください。

なお、本年度の審査に係る面接審査は、概ね7月中旬頃に行われる予定であり、面接審査

対象となった大学には、委員会よりその旨を連絡します。事業責任者等においては、申請書等の内容について責任を持って対応できるようにしておいてください。

また、選定結果の通知は8月中旬頃に行う予定です。

(2) 委員会による意見

事業の選定に当たっては、委員会の審議等を踏まえ、留意事項として事業の改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。

6. 事業の実施と評価等

(1) 実施体制

- ① 事業は全学的な教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施するものとし、そのため、学内のガバナンス体制を確立し、学長は事業全体に責任を持つとともに、全学的な普及と成果の活用に努めるものとし、
- ② 事業の実施状況については、定期的に自己点検・評価を行ってください。自己点検・評価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況などを客観的に評価するため外部評価の仕組みを構築するなど、適切な体制を整備してください。

(2) 事業の評価等

- ① 事業については、委員会による毎年度（中間評価実施年度は除く。）のフォローアップ活動と中間評価、事後評価を実施する予定です。
 - ② 中間評価は補助期間開始から3年目の平成32年度に、事後評価は補助期間終了後の平成35年度にそれぞれ実施する予定です。
 - ③ フォローアップ活動及び中間評価の結果は、その翌年度の補助金の配分に勘案されることがあります。また、事業目的や目標の達成が困難又は不可能と判断した場合は、事業の中止も含めた計画の見直しを求めることがあります。
 - ④ フォローアップ活動及び中間評価においては、プログラム委員会の審議等を踏まえ、留意事項として事業の改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。
5. (2)に掲げた選定審査時の留意事項又は参考意見と合わせ、これらへの対応状況もフォローアップ活動、中間評価、事後評価の対象となります。
- ⑤ 中間評価及び事後評価の最新の結果は、評価年度の翌年度以降に公募する再推費の新たなプログラムの申請資格や選定審査に影響することがあります。

(3) 成果の発信・普及

本プログラムによる成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす観点から、一般国民を対象とした成果発表会等において発表していただきます。事業の中途段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待します。

(4) その他

- ① 選定された大学は、プラットフォーム構築事務局の活動に可能な限り協力・連携することとします。また、選定されなかった大学も、可能な範囲で、協力・連携することが望まれます。
- ② 選定された大学は、事業の実施状況について独自の評価を行うに当たり、評価指標の適切性や達成状況などの事業の進捗状況を把握するため、外部評価の仕組みを構築するなど、補助期間中及び補助期間終了後の体制を整備していただきます。

- ③ 選定された大学は、外国人学生の受入れに当たり、当該学生との関係を留学後も適切に継続していくことが重要であることから、各大学において卒業（又は修了）後の動向を適切に把握することとします。なお、必要に応じて、文部科学省から各大学に対して情報提供を求めることがあります。

7. 申請書等の提出方法

(1) 提出方法

「平成30年度大学教育再生戦略推進費「大学の世界展開力強化事業」申請書等の作成・提出について」に定められた申請書等を、平成30年5月9日（水）から5月11日（金）必着で、郵送してください。持ち込みによる申請は受け付けられません。

封筒に「大学の世界展開力強化事業申請書等在中」と朱書きの上、配達が証明できる方法（配達記録、小包、簡易書留、宅配便等）で余裕をもって発送し、上記提出期間内に必ず着くようにしてください。

【提出先】〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1 麹町ビジネスセンター6階
独立行政法人日本学術振興会人材育成事業部大学連携課
大学の世界展開力強化事業プログラム委員会事務局
（電話：03-3263-1740）

(2) 留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認めません。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等が認められる場合、当該大学について、一定期間、再推費のプログラムへの参画を制限します。
- ③ 提出された申請書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管してください。
- ④ 選定された事業については、別途、補助金交付手続に関する連絡をします。
- ⑤ 事業の計画を記載した調書以外の申請書類は、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守されます。詳しくは文部科学省「個人情報保護」WEBサイト (http://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm) を参照してください。

8. 補助金の交付等

(1) 補助金の交付

- ① 選定された事業において、本プログラムの補助金の充当が適当と考えられる事項に対して、国際化拠点整備事業費補助金（大学の世界展開力強化事業）により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。本プログラムにおいて使用できる経費の種類は、原則として別添2に示すものとします。
- ② 毎年度、事業の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出してください。なお、提出された書類において、事業実施に不十分な部分が認められる場合、又は経費の使途に疑義がある場合には、文部科学省は事業責任者に対し、改善を求めることとします。

(2) 補助金の執行に関する留意事項

補助金の交付を受けた場合、学長、事業責任者及び経理等を行う大学の事務局は、以下のことに留意してください。

① 補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国の予算であるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。

また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシップの下に行うようにしてください。

② 補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、本プログラムの経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください(帳簿及び書類については、年度ごとに5年間保管するのではなく、補助期間(最大5年間)の全てについて、補助期間終了年度の翌年度から5年間保存することに注意してください)。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用してください。

③ その他

その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

(3) 補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、「国際化拠点整備事業費補助金交付要綱」(平成21年4月1日 文部科学大臣決定)及び「国公立大学を通じた大学改革の支援に関する補助金における不正等への対応方針」(平成26年4月1日 高等教育局長決定)に基づき、以下の措置を講じることとします。

① 大学に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、大学に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、また、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

② 教員に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、不正等を行った教員等に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

③ 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要(大学名、不正等の内容、講じられた措置の内容等)について、原則として公表することとします。

④ 新たに公募するプログラム選定時における確認

不正等があった場合、新たに公募するプログラムを選定する際に参考として活用することとします。

9. その他

(1) 学生等の安全確保

本プログラム選定後、学生等が海外で活動する場合は、安全確保に十分配慮してください。

特に、学生が海外に渡航・滞在する場合は、昨今の海外情勢を踏まえ、本プログラム申請時から外務省海外安全ホームページ等を参考に海外渡航先の危険情報に留意してください。

(2) 事業情報の公表等

募集締切り後、申請大学名等を公表する予定です。また、選定された事業計画については、計画調書についても公表する予定です。

文部科学省において、事例集やパンフレットの作成、フォーラムの開催等の際し、選定された大学に対して協力を求めることを予定しています。その際、作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属することになります。また、選定大学間の連携体制を構築するための連絡会を設置する予定です。

選定された大学は、補助期間終了後も、5年間、計画調書、毎年度の取組状況及び成果等を各大学のウェブサイトで公表することとします。加えて、他の大学や学生を含め、広く情報提供するとともに、国内大学のグローバル化を先導する大学として情報発信に取り組み、高等教育の国際化の推進、日本人学生の海外留学、外国人学生の受入の促進など積極的に取り組んでいただくこととします。

(3) その他

本プログラムの公募は、平成30年度予算の成立を前提としているため、成立しなければ失効することとなります。

10. 問合せ先等

(1) 問合せ先

【公募要領その他の問合せ先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省高等教育局高等教育企画課国際企画室調整係
(大学の世界展開力強化事業担当)

電話：03-5253-4111 (内線3352)

FAX：03-6734-3385

ウェブサイト：

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/sekaitenkai/index.htm

【計画調書及び審査・評価に関する問合せ先】

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1 麹町ビジネスセンター6階

独立行政法人日本学術振興会人材育成事業部大学連携課
大学の世界展開力強化事業プログラム委員会事務局

電話：03-3263-1740

FAX：03-3237-8015

ウェブサイト：<http://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/index.html>

(上記サイトから、提出調書の様式のダウンロードが可能です。)

(2) スケジュール

公募説明会	平成30年3月22日(木)
公募締切	平成30年5月9日(水)～5月11日(金)
面接審査	平成30年7月中旬頃
選定結果通知	平成30年8月中旬頃
交付内定	平成30年9月頃(事業開始)

(別添 1 : 申請制限対象プログラム)

- 平成 29 年度に実施した事後評価の結果により、平成 30 年度に公募するプログラムに申請できない条件の対象となるプログラム

選定年度	プログラム名称
平成 23 年度	博士課程教育リーディングプログラム
平成 24 年度	大学の世界展開力強化事業 (ASEAN 諸国等との大学間交流形成支援)
平成 24 年度	大学間連携共同教育推進事業
平成 24 年度	がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン
平成 24 年度	経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援

- 平成 29 年度に実施した中間評価の結果により、平成 30 年度に公募するプログラムに申請できない条件の対象となるプログラム

選定年度	プログラム名称
平成 26 年度	スーパーグローバル大学創成支援
平成 26 年度	課題解決型高度医療人材養成プログラム
平成 26 年度 平成 27 年度 平成 28 年度	大学教育再生加速プログラム (AP) 「高大接続改革推進事業」
平成 27 年度	大学の世界展開力強化事業 (中南米等との大学間交流形成支援)
平成 27 年度	地 (知) の拠点大学による地方創生推進事業 (COC+)

(別添2：経費の使途可能範囲)

本プログラムの補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。本プログラムの趣旨・目的に沿って経費を使用するよう、留意してください。また、申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、計画に見合い、かつ、補助期間終了後も取組が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

シンポジウムのための費用、広告費及び旅費等が、事業目的と照らして過大とならないよう特に注意してください。

経費の取扱いについては、別に通知する交付要綱、取扱要領等に従って適切に管理してください。

【物品費】

①「設備備品費」

本補助事業を遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、又は据付等の経費に使用できます。例えば、遠隔教育のための情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品と消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。設備備品の購入等に際しては、本補助事業の遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。

また、建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

※設備備品費は、原則として補助対象経費の総額の70%を超えないでください。

②「消耗品費」

本補助事業を遂行するために直接必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できます。例えば、ソフトウェア、図書・書籍（学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象とはなりません。）、事務用品等が挙げられます。

【人件費・謝金】

①「人件費」

本補助事業を遂行するために直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。例えば、本補助事業において実施する英語による授業を担当するために採用した常勤教員の基本給・通勤手当等の諸手当・法定福利費（事業主負担分）、留学生又は外国人教員とのコミュニケーション支援や留学生への就職支援等に必要な専任の事務職員の基本給・通勤手当等の諸手当・法定福利費（事業主負担分）等が挙げられます。

なお、人件費の算定に当たっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

②「謝金」

本補助事業を遂行するために直接必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、留学生や日本人学生のTAへの採用、留学生への学習支援のために配置する教育支援員、講演等のために招聘した学識者に対する謝金等が挙げられます。

なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【旅費】

本補助事業を遂行するために直接必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。特に外国旅費の執行に当たっては、その必要性に十分に注意してください。

なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【その他】

① 「外注費」

本補助事業を遂行するために直接必要な外注※にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理（原則として当該事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む。）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。

※外注費は請負契約によるものに限ります。委任契約によるものは下記⑥「その他（諸経費）」の委託費として計上してください。

② 「印刷製本費」

本補助事業を遂行するために直接必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できます。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

③ 「会議費」

本補助事業を遂行するために直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等を開催する際の飲食に要する経費のうち、社会通念に照らして適切と認められるものに使用できます。例えば、飲料水、お弁当、食事に要した経費（アルコール類は不可）が挙げられます。

④ 「通信運搬費」

本補助事業を遂行するために直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます。

⑤ 「光熱水料」

本補助事業を遂行するために直接必要な電気、ガス及び水道等の経費に使用できます。なお、本補助事業に係る使用量が特定できる必要があります。

⑥ 「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、本補助事業を遂行するために直接必要な経費として、例えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、施設・設備使用料※₁、学生・教職員に係る安全管理・危機対応関係費、広報費、振込手数料、データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等）、レンタカー代、交通費（旅費規程により『旅費』に計上するものを除く。）※_{1、2}、委託費※₃などに使用できます。

また、他の大学機関等と協力する事業について、委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお、本事業の遂行に直接関係のない経費（酒類や講演者の慰労会、懇親会等経費、本事業の遂行中に発生した事故に要する経費（日本人学生の海外派遣、外国人留学生受入等に関する安全管理・危機対応上の経費は除く、災害の処理のための経費等。）には使用することはできません。

外注費、委託費については、事業の根幹をなす業務については使用できません。

※1）学生支援のための経費として、交流プログラムの実施に伴う学生の受入・派遣に係る航空券等や電車代等の交通費、ホテルの宿泊費、宿舍借上のための施設・設備使用料に使用することができます。これらの使用に当たっては、大学が契約主体として航空券や宿泊施設等を手配し、これに係る経費を負担した場合に限ります。なお、学生に直接必要な金銭等を給付することはできませんのでご留意ください。なお、これらの学生支援のための経費については、原則として補助対象経費の総額の30%を超えないでください。

※2）交通費として、本補助事業を遂行する上で必要となる旅費に該当しない近距離の交通

費や乗車回数券等に使用できません。

- ※3) 本補助事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の50%を超えないでください。